【１０月１日～１０月２４日分】

＜参考＞

写真台紙

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

① 店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）　必須

枠内に貼り付けてください。

※対象期間中に撮影したものを添付してください

注意：店舗名（屋号）がわかる看板等が映った外観写真を添付してください。

※1 枚の写真で①店舗名（屋号）と②店舗の外観全体を映すことが困難なときは①と②を分けて２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は無効となります。

例　○ 店舗名（屋号）が確認できない写真

○ 店舗の扉のアップの写真

○ ビルの集合看板の写真

○ 他の店舗の写真

② 要請期間中の営業時間がわかる（もしくは休業がわかる）写真等　必須

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

【要請対象期間：１０月１日～１０月２４日】

感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗の営業時間は

午後９時まで

感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）導入店舗の営業時間は

午後８時まで

要請対象期間中に、感染防止認証ゴールドステッカーの認証を取得した店舗については、取得日までと取得日以降の営業時間がわかる写真を添付してください。

注意：対象期間において、要請期間中の営業時間がわかる（もしくは休業がわかる）写真等を提出してください。

例　○ 要請期間中の営業時間にかかるお知らせのチラシを、利用客にわかるよう店舗に掲示している写真

※１枚の写真で①休業・時短営業のお知らせと②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

○ 休業又は要請期間中の営業時間にかかるお知らせを、店舗のホームページや SNS などで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効となります。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

③ 大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）を店舗に掲示している写真

【営業時間短縮協力金（第１期～第８期）のいずれかを申請している店舗は省略可】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：取得したブルーステッカーを店舗に掲示している写真を提出してください。

※１枚の写真で①ステッカーの番号と②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は、無効となります。

- ○ 店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
- ○ ステッカーの番号が確認できない写真
- ○ 別の店舗などのステッカーを掲示している写真

④ 大阪府が発行する感染防止認証ゴールドステッカーを店舗に掲示している写真

【感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗以外は不要です。】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：取得したゴールドステッカーを店舗に掲示している写真を提出してください。

※１枚の写真で①ステッカーの番号と②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて２枚（「寄り」と「引き」の２枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は、無効となります。

- ○ 店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
- ○ ステッカーの番号が確認できない写真
- ○ 別の店舗などのステッカーを掲示している写真

⑤ 閉店日を確認できる写真等【１０月１日から１０月２３日までに閉店した場合のみ】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：閉店したことがわかる写真などを提出してください。

例　○ 閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真

○ 閉店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効となります。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

⑥ 開店日を確認できる写真等【１０月２日から１０月２４日までに開店した場合のみ】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：　開店したことがわかる写真などを提出してください。

例　○ 開店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真

○ 開店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※ 実際に店舗に掲示しているか確認できない場合（お知らせのチラシだけが映っている写真など）や広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（グループラインの画像など）は、無効となります。再提出を依頼させていただくことになりますのでご注意ください。

⑦ 店舗の内観写真

【営業時間短縮協力金（第１期～第８期）のいずれかを申請しておらず店舗内の営業実態が確認できるホームページ等の情報がない場合、営業許可証の営業所所在地が１か所に特定されていない場合、１０月２日から１０月２４日までに開店した場合など】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※他に使用する台紙に記入済の場合は記入不要です

枠内に貼り付けてください。

注意：

- ○ 厨房の写真等、飲食提供のためのスペースが確認できない写真は無効となります。
- ○ 開店に向け、店内の設備（机、椅子、メニュー表）等を整えていることがわかる写真を提出してください。